

宜野湾市公共下水道接続促進事業補助金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、公共下水道への接続を促進し、快適な生活環境の確保並びに公共用水域の水質汚濁の防止及び浄化を図るため、公共下水道へ接続する工事を行う者に対し、その工事費の一部を補助金として交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する下水道をいう。
- (2) 処理区域内 下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- (3) 排水設備工事 下水道法第10条第1項に規定する工事（新築工事を除く。）をいう。
- (4) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (5) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (6) くみ取り式便所 貯留された汚物を後でくみ取る方式の便所をいう。
- (7) リフォーム工事 トイレの大部分の張替え、シンクの取替え及びバリアフリー等の建物を改修する工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）を行う宜野湾市内の建物の所有者で、宜野湾市下水道条例（昭和61年宜野湾市条例第5号）第7条第1項に規定する宜野湾市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の確認を受けている者
- (2) 国、県又は市の他の同様な制度による補助又は扶助を受けていない者。ただし、宜野湾市上下水道局水洗便所改造等資金融資あっせん及び利子補給規程（平成30年宜野湾市水道局管理規程第4号）はこれに含まないこととする。
- (3) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及びその属する世帯構成

員が市税等を滞納していないこと。

(4) 申請者が水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。ただし、補助対象建物を申請者以外が使用している場合は、使用者が水道料金を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要であると認めた場合は、補助対象者としてすることができる。

(補助対象工事)

第4条 補助対象工事は、次のいずれかに該当する工事とする。

(1) 公共下水道の処理区域内で合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取り式便所を廃止して行う排水設備工事。ただし、リフォーム工事は含まない。

(2) 公共下水道の処理区域内の低地帯において、公共下水道に接続するために汚水ポンプ等を設置する工事（仮設及び臨時工事は除く。）。ただし、リフォーム工事は含まない。

(3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める排水設備工事

2 前項の補助対象工事は、下水道法第12条第1項で規定する除害施設等の設置は含まないものとする。

(補助金額)

第5条 補助金は、予算の範囲内で別表第1による額を交付する。

(交付申請)

第6条 申請者は、申請年度の9月末日までに宜野湾市公共下水道接続促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事の見積書及び内訳書の写し

(2) 補助対象工事の着手前の写真

(3) 下水道排水設備計画確認通知書の写し

(4) 住民票謄本（続柄の記載があるもの）

(5) 市税等の完納証明書（世帯全員分）

(6) 資産（土地・家屋）証明書

(7) 建物の所有者の名義が共有である場合は、共有名義に係る委任状（様式第2号）

(8) 非課税世帯での申請をする場合は、所得課税証明書（世帯全員分）

- (9) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類
- 2 建物の所有者の名義が共有である場合は、当該所有者に係る前項第4号及び第5号の書類、また、非課税世帯での申請をする場合は、前項第7号の書類を併せて管理者に提出しなければならない。
 - 3 低地帯で共同設置での申請をする場合は、当該家屋の各所有者に係る第1項第4号及び第5号の書類並びに低地帯かつ共同設置に係る委任状（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

(交付決定等の通知)

- 第7条 管理者は、前条の規定により交付申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、宜野湾市公共下水道接続促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。
- 2 前項の場合において、不適当と認めるときは、宜野湾市公共下水道接続促進事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金交付変更等)

- 第8条 前条第1項の補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が第6条の申請内容に変更又は工事の中止等（以下「変更等」という。）が生じたときは、宜野湾市公共下水道接続促進事業補助金交付（変更・中止）届出書（様式第6号）を速やかに管理者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 管理者は、前項の届出があったときは、その内容を審査し、変更等を承認するときは、宜野湾市公共下水道接続促進事業補助金交付（変更・中止）承認通知書（様式第7号）により、交付決定者へ通知するものとする。
 - 3 交付決定者は、補助対象工事が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象工事の遂行が困難になった場合は、速やかに管理者に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第9条 交付決定者は、補助対象工事が完了し、検査合格後、宜野湾市下水道条例第8条第2項の規定により検査済証の交付を受けたときは、当該交付の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の12月末日のいずれか早い日までに、管理者に宜野湾市公共下水道接続促進事業補

助金実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添付し提出しなければならない。

- （1） 補助対象工事に係る支払い領収書及び内訳書の写し
- （2） 検査済証の写し
- （3） 補助対象工事に係る工事状況の写真（着手前、施工中、完了後）
- （4） 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める書類

（補助金の確定通知）

第10条 管理者は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助額を確定し、宜野湾市公共下水道接続促進事業補助金確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条の規定による確定通知を受けた交付決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、同条の通知書交付の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の1月末日のいずれか早い日までに、管理者に宜野湾市公共下水道接続促進事業補助金請求書（様式第10号）を提出しなければならない。

2 管理者は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第12条 管理者は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には補助金交付の決定を取消することができる。

- （1） 虚偽の申請又はその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） この規程に基づく補助金交付の条件に違反したとき。
- （3） 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当と認められる事実があったとき。

2 管理者は、前項の取消しを行った場合には、宜野湾市公共下水道接続促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の還付）

第13条 管理者は、前条の規定により補助金交付の決定を取消した場合において、既に補助金が

交付されているときは、当該補助金に相当する額を宜野湾市公共下水道接続促進事業補助金返還命令書（様式第12号）により、交付決定者に返還を命ずることができる。

（その他）

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助金の額

対象物件	区分	補助額
合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取り式便所等を設置している建物	課税世帯	当該工事費の75%を補助額とする。 ただし、当該補助額が20万円を超える場合は、20万円を限度額とする。
	非課税世帯	当該工事費の85%を補助額とする。 ただし、当該補助額が30万円を超える場合は、30万円を限度額とする。
低地帯であるため、ポンプ等の設置が必要な建物	単独設置	当該工事費の75%を補助額とする。 ただし、当該補助金の額が30万円を超える場合は、30万円を限度額とする。
	共同設置	当該工事費の75%を補助額とする。 ただし、当該補助金の額が50万円を超える場合は、50万円を限度額とする。

※ 当該工事費の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。